この表において、ＳＦ四五、ＣＮ五〇、ＣＮＺ五〇、ＢＮ五〇、ＧＮＦ四〇及びＳＮ四〇は、それぞれＪＩＳ　Ａ五五〇八（くぎ）－二〇〇五に規定するＳＦ四五、ＣＮ五〇、ＣＮＺ五〇、ＢＮ五〇、ＧＮＦ四〇及びＳＮ四〇を、ＷＳＮは、ＪＩＳ　Ｂ一一二二（十字穴付き木ねじ）－一九九五に適合する十字穴付き木ねじであって、呼び径及び長さが、それぞれ三・八ミリメートル及び三十二ミリメートル以上のものを、ＤＴＳＮは、ＪＩＳ　Ｂ一一二五（ドリリングタッピンねじ）－二〇〇三に適合するドリリングタッピンねじであって、頭部の形状による種類、呼び径及び長さが、それぞれトランペット、四・二ミリメートル及び三十ミリメートル以上のものを表すものとする。

十七　（略）

第三　第一及び第二で定めるもののほか、次に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた構造耐力上主要な部分である壁及び床版に枠組壁工法により設けられるものを用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）については、次の各号に掲げるところによる。

一　（略）

二　次のイ及びロに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第一第五号、第六号、第七号（交さ部に設けた外壁の耐力壁の長さの合計が九十センチメートル以上である場合に限る。）、第十二号、第十五号及び第十六号並びに第二第二号（床根太の支点間の距離に係る部分に限る。）及び第七号の規定は適用しない。

イ・ロ　（略）

三　（略）

十六　（略）

第三　第一及び第二で定めるもののほか、次に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた構造耐力上主要な部分である壁及び床版に枠組壁工法により設けられるものを用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）については、次の各号に掲げるところによる。

一　（略）

二　次のイ及びロに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第一第五号、第六号、第七号（交さ部に設けた外壁の耐力壁の長さの合計が九十センチメートル以上である場合に限る。）、第十二号及び第十五号並びに第二第二号（床根太の支点間の距離に係る部分に限る。）及び第七号の規定は適用しない。

イ・ロ　（略）

三　（略）

２１

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十七条第一項の規定に基づき、木造の継手及び仕口の構造方法を次のように定める。 建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十七条に規定する木造の継手及び仕口の構造方法は、次に定めるところによらなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。 一　（略） 二　壁を設け又は筋かいを入れた軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口にあっては、軸組の種類と柱の配置に応じて、平家部分又は最上階の柱にあっては次の表一に、その他の柱にあっては次の表二に、それぞれ掲げる表三(い)から(ぬ)までに定めるところによらなければならない。ただし、次のイ又はロに該当する場合においては、この限りでない。 イ・ロ　（略） 表一	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十七条第一項の規定に基づき、木造の継手及び仕口の構造方法を次のように定める。 建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十七条に規定する木造の継手及び仕口の構造方法は、次に定めるところによらなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。 一　（略） 二　壁を設け又は筋かいを入れた軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口にあっては、軸組の種類と柱の配置に応じて、平家部分又は最上階の柱にあっては次の表一に、その他の柱にあっては次の表二に、それぞれ掲げる表三(い)から(ぬ)までに定めるところによらなければならない。ただし、次のイ又はロに該当する場合においては、この限りでない。 イ・ロ　（略） 表一

軸組の種類	出隅の柱	その他の軸組端部の柱
（略）		

軸組の種類	出隅の柱	その他の軸組端部の柱
（略）		